

あきる野市空家等対策 計画を改定しました

市では、令和2年5月、あきる野市空家等対策計画を策定し、総合的な空き家対策を推進してきました。今後も、空き家が増え、空き家問題が一層深刻化することが懸念されることから、空き家の実態を把握し、市の実情に合った計画に改定しました。

- ▽計画期間 令和16年度まで
- ▽閲覧場所 住宅政策課、市役所4階情報公開コーナー、五日市出張所、各図書館、中央公民館、市ホームページ
- ▽問合せ 住宅政策課（直通533・3360）

坂本真知子さんが人権擁護委員に委嘱されました

坂本真知子さんが7月1日付で、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、人権擁護委員会に基づき、人権相談や人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。市では、6人の人権擁護委員を人権身の上相談員に委嘱し、家庭の悩み、いじめや差別など日常生活における人権身の上相談を行っています。

- ▽問合せ 市民課市民相談窓口係

クマ目撃情報等の通報

状況に応じて、次のとおり通報してください。

- ▽被害が出そうな場所（民家の近く等）での目撃 局番なしの「110番」通報
- ▽痕跡、過去の目撃 環境政策課環境政策係（☎595・1110、平日午前8時30分～午後5時15分）

9月から第1子の保育料が無償化されます

保育認定を受けて保育所・認定こども園・小規模保育事業所を利用する0歳～2歳児クラス（3号児）の第2子以降の保育料は、無償化により0円となっていますが、9月分からは第1子も無償化により0円となります。保育要件（就労など）があり、認証保育所・企業主導型保育事業所を利用する0歳～2歳児クラスの保育料は、補助金交付により第2子以降は月額6万7千円を上限に無償化されていますが、9月分からは第1子も第2子以降と同額を上限に無償化されます。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の差額通知を送付します

国保加入者に、年3回送付しています。ジェネリック医薬品の利用で、自己負担額が軽減され、医療費増加の抑制や、国保財政の健全化につながります。

- ▽対象 先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が100円以上軽減される見込みの方
- ※1回目は4月診療分の薬代を基に計算し、7月中旬に送付します。
- ※薬の種類で計算の対象外となる場合もあります。
- ▽切り替える際の注意事項
- 処方箋が必要です。必ず医師、薬剤師に相談してください。

- 医師の判断で、切り替えができない場合があります。
- 薬局に、切り替え可能な薬がない場合があります。
- ※ジェネリック医薬品を希望する旨を表記したシールを窓口で配布しています。
- ▽配布・問合せ 保険年金課国民健康保険係

れます。

※保育料以外の費用は、補助がある分を除き、保護者負担となります。

- ▽問合せ 保育課保育係

市議会本会議の模様をインターネット（録画）で配信中

6月定例会議の本会議の模様を配信中です。市ホームページの「市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧ください。スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。

- ▽問合せ 議会事務局



市ホームページ

あきる野市市制施行30周年記念 令和7年度あきる野市 ごみ問題啓発用ポスター コンクール作品募集



あきる野市市制施行30周年記念

- ▽対象 市内の小学校4年生、中学校3年生
- ▽テーマ ごみ問題に関すること（ポイ捨て、フードロス、3Rなど）
- ▽規格 四つ切（おおむね54センチ×38センチ）
- ▽賞 最優秀賞、優秀賞、佳作 ※参加賞あり
- ▽入賞作品展示期間・場所
- 11月19日（水）～25日（火）：中央図書館
- 11月26日（水）～12月2日（火）：五日市地域交流センター
- ※11月26日（水）は午後1時から
- ▽その他
- 応募作品は手描きとします。
- テーマに即さない作品、立体的な作品（のり等で貼り付け）
- ▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

耐震改修などをした住宅の固定資産税を減額します

耐震改修をした住宅（耐震改修特例）



令和8年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1（改修工事により、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2）を減額します。

- ▽対象

●耐震改修工事で、補助金などを除く自己負担額が次のいずれかに当てはまる住宅

- 窓（必須）、床、天井、壁の断熱改修に係る工事費が60万円以上
- 窓（必須）、床、天井、壁の断熱改修に係る工事費が50万円以上であり、太陽光発電設備、ヒートポンプ式電気給湯

- 入賞者へは、10月下旬に通知します。11月開催の産業祭2日目に表彰式を行います。
- 入賞作品は、広報などの市の発行物、ホームページ、庁舎内等に作品を掲示（氏名・学校名・学年を掲載）するほか、啓発活動に使用する場合もあります。
- 応募作品は、12月中旬に各学校を通じて返却します。
- ▽応募方法 学校から配付される応募用紙を作品の裏面（右下）にのり付けの上、9月10日（水）までに学校が市役所3階生活環境課窓口へ提出してください。
- ▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

●耐震改修工事で、1戸当たり50万円を超える費用が掛かった住宅

- 昭和57年1月1日以前に建築された住宅

※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

省エネ改修をした住宅（省エネ改修特例）

令和8年3月31日までに一定の省エネ（熱損失防止）改修工事等をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1（改修工事により、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2）を減額します。

- ▽対象

●省エネ改修工事で、補助金などを除く自己負担額が次のいずれかに当てはまる住宅

- 窓（必須）、床、天井、壁の断熱改修に係る工事費が60万円以上
- 窓（必須）、床、天井、壁の断熱改修に係る工事費が50万円以上であり、太陽光発電設備、ヒートポンプ式電気給湯

器等の設置に係る工事費と合わせて60万円以上

- 平成26年4月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）

※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

※住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

※耐震改修特例を受けている年度は、適用を受けることができません（バリアフリー改修特例の適用は、同時に受けることができます）。

バリアフリー改修をした住宅（バリアフリー改修特例）

令和8年3月31日までにバリアフリー（居住安全）改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

- ▽対象

●バリアフリー改修工事（廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段の勾配緩和、床の段差解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化）で、補助金

ナラ枯れ対策に要する経費の一部を補助します



ナラ枯れ

カシノナガキクイムシ等を原因とするナラ枯れ被害の拡大を防止し、生物多様性を保全するための補助です。

- ▽補助の対象 市内民有地のコナラ、ミズナラ等のブナ科の樹木のナラ枯れ被害の防除

●次のいずれかの方が居住する既存の住宅

- 65歳以上の方（工事が完了した翌年の1月1日現在）
- 要介護認定が要支援認定を受けている方
- 障がいのある方

※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

※住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

※新築住宅特例と耐震改修特例を受けている年度は、適用を受けることができません（省エネ改修特例の適用は、同時に受けることができます）。

- ※適用は、1回限り
- ※改修後3か月以内に申告書を提出してください。
- ※詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。
- ▽問合せ 課税課固定資産税係

※同一の所有者の土地につき、各事業で1回限り

- ▽補助金額
- 防除：防除に要する経費の2分の1の額か10万円のいずれか低い額
- 伐採：伐採に要する経費の2分の1の額か20万円のいずれか低い額

※防除、伐採に対して1回限りとし、合計20万円を限度

- ※千円未満切り捨て
- ▽その他 詳しくは、お問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。
- ▽申込み・問合せ 環境政策課環境の森推進係（☎595・1120）

- 伐採：故損し、倒木、落枝等により人身、家屋等に危害を及ぼすおそれがある樹木の伐倒・くん蒸、破砕等

8月23日（土）は、システム改修作業のため、本庁舎の土曜日開庁業務は行いません。こども家庭センターも閉所します。